

令和 6 年 度

一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

滋 賀 県 守 山 市

## 目 次

1	計画の趣旨	3
2	令和6年度一般廃棄物排出量の予測見込み	3
3	一般廃棄物の排出抑制、再利用・再資源化の方策	4
	(1)一般廃棄物の排出抑制、再利用・再資源化の方策の枠組み	4
	(2)3Rの推進（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再資源化）	5
	(3)適正処理の推進	7
	(4)環境学習の充実	9
4	分別収集する一般廃棄物の種類および分別の区分	11
5	一般廃棄物の適正処理の実施主体	12
6	令和6年度収集運搬計画	12
	(1)家庭系一般廃棄物	12
	(2)事業系一般廃棄物	15
7	中間処理計画	15
	(1)処理施設の概要	15
	(2)処理フロー	15
8	最終処分計画	17
	(1)処理施設の概要および埋立量見込み	17
9	区域外処理	17

## 1 計画の趣旨

この計画は、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項および同法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、令和6年度の一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を定めるものである。本計画で定める施策は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき定める。

## 2 令和6年度一般廃棄物排出量の予測見込み

令和6年度の一般廃棄物発生量および処理計画量は、次表の通りとする。

分別区分			発生量（t/年）	処理量（t/年）
ご み	焼却ごみ	家庭系	11,581	11,581
		事業系	5,881	5,500
		計	17,462	17,081
	破碎ごみ	家庭系	815	815
		事業系	1,602	478
		計	2,417	1,293
	粗大ごみ	家庭系	234	234
		事業系	0	0
		計	234	234
	小計	家庭系	12,630	12,630
		事業系	7,483	5,978
		計	20,113	18,608
カセットボンベ・スプレー缶			13	13
使用済みライター			1	1
電池類			19	19
蛍光管			6	6
水銀使用廃棄物			1	1
小計			40	40
資 源	新聞		1,283	1,283
	雑誌・雑がみ類		1,470	1,470
	ダンボール		658	658
	古布		355	355
	空き缶		163	163
	空きビン		411	411
	ペットボトル		196	196
	紙パック		9	9
	廃食油		10	10
	使用済み小型家電		1	1
	小計		4,556	4,556
合計			24,709	23,204

※排出量の見込みは、令和2年度に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の推計値を採用。

### 3 一般廃棄物の排出抑制、再利用・再資源化の方策

#### (1) 一般廃棄物の排出抑制、再利用・再資源化の方策の枠組み

以下の基本方針のもとに、個別に施策を講じていきます。

基本理念	基本方針	施策
『地球環境にやさしい持続可能な循環型社会』の実現	3Rの推進	<p><b>Reduce</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 【重点】マイバッグ運動の推進</li> <li>2) 【重点】「買いすぎ」、「食べ残し」、「作りすぎ」による食品ロスをしないことの啓発</li> <li>3) 【新規】詰め替え商品の購入の啓発</li> <li>4) 生ごみの水切り運動の推進</li> </ol> <p><b>Reuse</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) リユースセンターの利用促進</li> </ol> <p><b>Recycle</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 【新規】サーマルリサイクルによるごみ処理</li> <li>2) 【重点】雑がみの分別徹底</li> <li>3) 【新規】店頭設置の回収箱による回収促進</li> <li>4) 廃食油の回収取組の促進</li> <li>5) 【重点】生ごみ堆肥化の促進</li> <li>6) 【重点】食品排出事業者への食品リサイクル法に基づく再利用の促進</li> <li>7) 使用済み小型家電の別回収によるリサイクル推進</li> <li>8) 【新規・重点】新たなリサイクルの検討</li> </ol>
	適正処理の確保	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 不法投棄対策</li> <li>2) 市民参加による一斉清掃活動の実施</li> <li>3) ごみ集積所配置の適正化</li> <li>4) 新聞等の持ち去り防止の強化</li> <li>5) 事業系ごみの減量化及び適正処理の推進</li> <li>6) 【重点】事業所から排出される廃プラスチックの受入規制</li> <li>7) 許可業者へのごみ搬入基準遵守指導</li> <li>8) 【重点】環境センターでの展開検査による適正搬入監視と指導</li> <li>9) 【重点】多量排出事業者に対する訪問指導</li> <li>10) 事業所におけるごみの分別徹底</li> <li>11) 【新規】災害廃棄物処理計画の策定</li> </ol>
	環境学習の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 【重点】ごみ減量と正しい分別方法に係る啓発の強化（分別アプリ導入等）</li> <li>2) 転入者の分別マナー向上対策</li> <li>3) ごみ処理に係る情報公開</li> <li>4) ごみ・水環境問題市民会議との連携</li> <li>5) 地域環境推進員による活動の充実</li> <li>6) 【新規・重点】交流拠点施設の環境学習拠点としての利用</li> <li>7) 【重点】環境施設の見学会の充実</li> <li>8) 環境フェア（環境フォーラム）の開催</li> <li>9) ダンボールコンポスト実践講習会</li> <li>10) 事業者へのごみ減量・資源化策の情報提供</li> <li>11) 【新規】ごみ減量優良事業者のPR</li> </ol>

## (2) 3Rの推進 (Reduce : 発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再資源化)

### ア 【Reduce(リデュース):発生抑制】

#### (ア)マイバッグ運動の推進

行政、事業者、市民が協力してマイバッグ運動に取り組み・実施し、レジ袋の削減を目指すとともにリデュースに対する意識向上のきっかけとします。

#### (イ)「買いすぎ」「食べ残し」「作りすぎ」による食品ロスをしないことの啓発

生ごみを出さないため、「買いすぎ」、「食べ残し」、「作りすぎ」をしないことを意識の浸透を図ります。具体的には、従来から取り組んでいる食材使い切りレシピの紹介や3010運動による残さず食べることの啓発に加え、フードバンク実施機関との連携の推進などリデュース、リユースの2Rの取り組みを強化します。

#### (ウ)詰め替え商品の購入の啓発

ホームページ、広報等で詰め替え商品の購入を促進し、ボトル類のごみの減量化を推進します。

#### (エ)生ごみ水切り運動の推進

台所での水切り徹底を心がけるよう啓発するとともに、自治会、守山市ごみ・水環境問題市民会議および地域環境推進員と連携し、市民全体での水切り運動に繋がります。

### イ 【Reuse(リユース):再利用】

#### (ア)リユースセンターの利用促進

破砕ごみ、粗大ごみの中から再利用できるものを抽出して交流拠点施設内のリユースセンターに展示し、再利用を希望される方に無償で提供します。市民への利用拡大を図るため、積極的な情報提供に努めます。また、リユースセンターでの展示、イベント等の開催（もりやまエコフェスタへの参画等）を行い、情報発信の拠点として利用を促進します。

### ウ 【Recycle(リサイクル):再資源化】

#### (ア)サーマルリサイクルによるごみ処理

リデュース、リユースを実施した上で、排出されたごみについては、環境センターで、サーマルリサイクルによる処理を行い、エネルギーの有効活用を図ります。

(イ) 雑がみの分別徹底

まだ分別が可能な雑がみが分別されていないと考えられるため、広報、ホームページ、ごみ資源物収集カレンダーおよびごみ分別アプリにて啓発してまいります。

(ウ) 店頭設置の回収箱による回収の促進

資源化できるきれいな容器トレイやペットボトルについては、店頭回収を積極的に活用していただくよう、回収店舗をごみ・資源物収集カレンダーおよびホームページに掲載し周知を図ります。なお、店頭回収を促進するにあたり、店舗の意向をしっかりと確認を行ってまいります。

(エ) 廃食油の回収取組の促進

家庭から排出される廃食油を回収し、石けんの原料として利用し、資源化を図ります。

(オ) 生ごみ堆肥化の促進

a 家庭用生ごみ処理器購入費助成事業の促進【家庭での取組】

購入費用の2分の1の額を助成し、家庭から出る生ごみ堆肥化の促進を図ります。

生ごみ処理器購入助成事業について、これまで、市内指定店舗で販売される特定の生ごみ処理器のみを助成対象とし、手続きにおいては、生ごみ処理器の購入前の申請としていました。令和6年度からは、市内店舗に限らず、新品であればインターネットでの購入を含めて助成対象とし、また購入前の申請から購入後の申請兼請求へ変更します。これにより、生ごみ処理器の導入を促進し、さらなる生ごみ堆肥化の推進を図ります。

【上限：自然発酵式 3,000 円、機械式 30,000 円、簡易式バケツ 1,000 円】

b 家庭用生ごみ処理器活用について普及・啓発

家庭から出る生ごみの堆肥化を促進するため、市内の家電量販店等で購入できる機械式生ごみ処理器（モニター用製品）を、市役所内転入窓口にて展示し、生ごみ処理器の活用について普及・啓発を行います。

c 事業用生ごみ処理器の促進【事業での取組】

市内の小学校では、学校給食で発生した生ごみを生ごみ処理器で堆肥化し、ごみの減量化を図ります。また、市内の市立中学校においては、消滅型生ごみ処理器を活用し、学校給食で発生した生ごみの減量化を図ります。

(カ) 食品排出事業所への食品リサイクル法に基づく再利用の促進

食品排出事業者に対して、生ごみ処理機の設置や、民間の堆肥化施設への搬出等を促し、食品残渣のリサイクルを推進します。

#### (キ) 使用済み小型家電の別回収によるリサイクル推進

小型家電に含まれる有用金属を再資源化するため、市内 13 施設（市役所、交流拠点施設、地区会館、商業施設〔令和 6 年 4 月より、コープもりやま店に設置〕）に設置している小型家電回収ボックスで回収後、再生事業者に引渡します。また、使用済み小型家電がリサイクルされていることについて認知度が低いことから、広報、ホームページ、ごみ資源物収集カレンダーおよびごみ分別アプリでの周知と併せて、自治会を通じての啓発を行うなど、啓発を強化してまいります。

#### (ク) 新たなリサイクル手法の検討

資源の更なる循環を目指し、紙おむつやプラスチック等の新たなリサイクル手法について、先進地の取り組みを研究する中検討を進めます。

### (3) 適正処理の推進

#### ア 不法投棄廃棄物対策

地区会館を拠点とした「地域巡回活動業務」において、散在性ごみ、不法投棄ごみの収集活動およびパトロールを実施します。また、不法投棄が多い場所には、捨てられにくい環境づくりのため、不法投棄禁止看板の設置や、施設管理者に対してごみの一掃等の協力を依頼します。

また、悪質な不法投棄を発見した場合には、同じ犯行が繰り返し行われないよう、自治会や警察等との連携を図りながら、その現場の状況に応じた防止対策を検討していきます。

#### イ 市民参加による一斉清掃活動の実施

7 月 7 日・14 日・21 日を「河川愛護活動」、11 月 17 日・24 日および 12 月 1 日を「ごみのない美しい街づくり運動」の実施日とし、自治会等を主体とした公共場所における散在性ごみ等の清掃活動を促進します。

#### ウ ごみ集積所配置の適正化

現在のごみ集積所の配置や新規のごみ集積所の設置について、住宅等の増加および地域特性、効率的・効果的な収集運搬を考慮し、適正なごみ集積所の配置を検討します。

## エ 新聞等の持ち去り防止の強化

資源物回収車に「資源物回収車」と印字した幕を張り、市の回収車であることを明確化し、違法業者の排除と持ち去り防止を呼びかけます。また、自治会や警察等との連携を図り持ち去り防止の啓発に努めます。

## オ 事業系ごみの減量化および適正処理の推進

一般廃棄物減量計画書の提出（年間 20 t 以上の排出事業者）および一般廃棄物マニフェストシステム（年間 30 t 以上の排出事業者）を実施し、自らが排出したごみの量やその流れを把握することにより、減量意識の向上、分別排出の徹底、不法投棄等の不適正処理の防止を促します。

## カ 事業所から排出される廃プラスチックの受入規制

事業所から排出される廃プラスチックについて、廃棄物処理法では産業廃棄物に該当することから、受入規制を行います。また、ペットボトル、空き缶、空きビンなども資源物に該当することから、受入規制を行います。事業者には「事業系ごみ適正処理ハンドブック」を配布し、正しい処理方法を周知してまいります。

## キ 許可業者へのごみ搬入基準遵守指導

環境センター搬入時に抜き打ち検査を実施し、分別搬入を指導します。また、改善が見られない許可業者に対しては、処分基準に基づく処分を実施するのと併せて、排出基準を守らない排出事業者に対しては、個別に訪問指導を行います。

## ク 環境センターでの展開検査による適正搬入監視と指導

事業系ごみの適正搬入を推進するため、環境センターにおける展開検査を実施し、事業系ごみの正しい分別の徹底と減量化を図ります。

## ケ 多量排出事業者に対する訪問指導

マニフェストシステムに加え、多量排出事業者を訪問指導することにより、産業廃棄物と一般廃棄物の区別を含めた分別の徹底、資源化の促進を働きかけ、減量意識の向上を図ります。

## コ 事業所におけるごみの分別徹底

事業所におけるごみ分別徹底を啓発してまいります。とりわけ、市民に身近な存在であるコンビニと連携したごみの分別を啓発することにより、分別を通じた資源化を意識付けすることなどに繋がることから、コンビニの協力を得る中、ごみの分別啓発を推進します。



## サ 災害廃棄物処理計画の実施

災害発生時における廃棄物の処理について、国県の指針等に基づき、令和5年3月に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、安心・安全な処理体制を確保します。

## (4) 環境学習の充実

### ア ごみ減量と正しい分別方法に係る啓発の強化

令和3年10月より新分別が開始しましたが、現状として、未だ家庭から出る焼却ごみの中に金属が混入していたり、破碎ごみの中に、焼却ごみに該当する物が多く混入していたりしています。今後、正しい分別方法の啓発が必要であることから、ごみ・資源物収集カレンダーやホームページ、広報での啓発に加え、分別アプリやPR動画を活用する中、周知徹底を強化してまいります。

また、令和5年9月、破碎ごみの中に危険物が混載していたことが原因により、ごみ収集車の火災事故が発生したことも踏まえ、引き続きリチウムイオン電池や水銀を含む危険物の排出の仕方については、事故防止のためにも念入りに分別徹底の周知、啓発を図ってまいります。

### イ 転入者の分別マナー向上対策

本市の人口は、毎年1%程度の割合で増え続けています。転入者へのごみの分別の意識やマナーの向上を図り、正しくごみの分別を行うことで、リサイクル率の向上を図ります。また、アパートやマンションへの転入者の分別マナー向上のため、不動産会社向けに分別徹底の指導を行います。

### ウ ごみ処理に係る情報公開

広報やホームページ、リユースセンター等を通じて市民に広く情報を発信します。ごみ処理の現状のほか、分別方法の通知、イベント・講座等の開催を行い、市民の意識向上に努めます。

### エ ごみ・水環境問題市民会議との連携

市民および事業者のごみの減量・再資源化等に関する意識の高揚を図るための啓発活動・実践活動を協働して実施します。

### オ 地域環境推進員による活動の充実

地域環境推進員に対する情報の提供や推進員間の情報交換・交流、各活動に対する支援等を行い、地域環境推進員による活動の充実を図ります。(令和6年5月12

日（日）研修会実施予定）

#### カ 交流拠点施設の環境学習拠点としての利用

環境学習の拠点として環境学習の充実を図り、環境学習都市宣言具現化のために、各自治会年1回の環境学習の実施を推進します。

#### キ 環境施設の見学会の充実

ごみ処理の現状と環境に対する意識の向上を図るため、毎年、小学4年生が環境センターへ見学に訪れています。自らの目で自分たちが出したごみがどのように処理されているか見て、ごみ処理の現状を理解することが大切であると考えます。引き続き、学区、自治会または各種団体単位においても環境学習（環境教育等）を奨励してまいります。

#### ク もりやまエコフェスタの開催

環境意識とごみ問題の啓発および環境センターのPRを目的とし、守山市ごみ・水環境問題市民会議、環境関連企業等で実行委員会を組織して環境フォーラムを開催してきました。令和3年度より名称が「もりやまエコフェスタ」に変わり、令和6年度も同様に開催し市民、事業者、行政の連携を図ります。（令和6年11月4日（月）実施予定）

#### ケ ダンボールコンポスト実践講習会

家庭で手軽に始められるダンボールを使用した生ごみ堆肥化講習会を開催します。また、生成した肥料の活用方法等、循環システムの構築に向け検討し、取り組みの充実化に努めます。（令和6年7月末から8月初頭実施予定）

#### コ 事業所へのごみ減量・資源化策の情報提供

事業所の訪問時にごみ減量化・資源化の方法が分からないとの相談も多くあります。このため、令和3年度に作成した「事業系ごみ適正処理ハンドブック」を、事業所の訪問時に活用するとともに、市のホームページに掲載し、周知を図ってまいります。

#### サ ごみ減量優良事業所のPR

事業系一般廃棄物の減量化・資源化に積極的な取り組みをしている事業所に対して、日頃の労と功績をたたえとともに、その活動をホームページに掲載し、広く周知することで、事業者や市民の環境意識の向上を図ります。

4 分別収集する一般廃棄物の種類および分別の区分  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

分類・区分		品目	収集	収集方法
ごみ	1 焼却ごみ	生ごみ、紙くず、木質ごみ、草、容器包装プラスチック(旧トレイ類)、プラスチック製品(複合品除く)、ゴム・皮革製品・繊維類(複合品除く)	週2回	○指定袋制 大(45L)、中(30L)、小(15L) ○グリーンエフ、おむつエフ、美化エフ
	2 破碎ごみ	陶磁器類、ガラス類、小型金属類、小型家電製品、その他(プラスチック製品の複合品、ゴム・皮革製品・繊維類の複合品)	月1回	○指定袋制 大(45L)、小(30L) ○グリーンエフ、美化エフ
	3 粗大ごみ	ベッド、タンス、自転車等の破碎ごみ指定袋に入らないもの	2週に1回(予約制)	処理券
資源物	4 新聞	新聞紙(折り込みチラシを含む)	2週に1回	資源回収容器
	5 雑誌・雑がみ類	雑誌、古本、包装紙、紙製容器、雑がみ	2週に1回 拠点回収	資源回収容器 専用容器
	6 ダンボール	ダンボール	2週に1回	資源回収容器
	7 古布	衣類、シーツ	2週に1回	資源回収容器
	8 空き缶	空き缶(18リットル以上の缶を除く)	2週に1回	資源回収容器
	9 空きビン	空きビン	2週に1回	資源回収容器
	10 紙パック	飲料用紙パック	月1回指定箇所 拠点回収	専用ネット
	11 ペットボトル	ペットボトル	2週に1回	専用ネット、専用容器
	12 廃食用油	食用油	月1回指定箇所 拠点回収	専用容器
	13 使用済み小型家電	使用済み小型家電	拠点回収	専用容器
危険・有害ごみ	14 電池類	乾電池、小形充電電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)、ボタン電池	月1回(排出日は指定なし)	専用容器
		電子タバコ	拠点回収	専用容器
	15 蛍光管	使用済み蛍光管	月1回指定箇所	専用容器
	16 使用済みライター	使用済み使い捨てライター	月1回指定箇所 拠点回収	専用容器
	17 カセットボンベ・スプレー缶	カセットボンベ・スプレー缶	月1回指定箇所 拠点回収	専用容器
18 水銀使用廃棄物	水銀を使用した体温計、血圧計等	拠点回収	専用容器	

## 5 一般廃棄物の適正処理の実施主体

処理区分		種類	実施主体
分別・排出		焼却ごみ、破碎ごみ、粗大ごみ資源物、カセットボンベ・スプレー缶、使用済みライター、水銀使用廃棄物	市民および事業者
収集・運搬		焼却ごみ、破碎ごみ、粗大ごみ資源物、カセットボンベ・スプレー缶、使用済みライター、水銀使用廃棄物	守山市（委託）、許可業者および直接搬入
中間処理	焼却	焼却ごみ	守山市
	選別・減容・保管	破碎ごみの内の資源物 ペットボトル、空き缶、空きビン、電池類、蛍光管、廃食油、水銀使用廃棄物	
	破碎	破碎ごみ、粗大ごみ	
最終処分	埋立	破碎不燃物・破碎不適物	守山市
		焼却残渣、焼却灰	大阪湾広域臨海環境整備センター
再資源化・再利用		資源物、破碎選別後の資源物	資源再生事業者

## 6 令和6年度収集運搬計画

### (1) 家庭系一般廃棄物

#### ア ごみ

##### (ア) 収集運搬予定量

分別区分	量(t/年)
焼却ごみ	11,581
破碎ごみ	815
粗大ごみ	234
合計	12,630

(イ) 収集区域 守山市内全域

##### (ウ) 収集運搬業務日

焼却ごみ収集日数	年間	207日
破碎ごみ収集日数	年間	48日
粗大ごみ収集日数	年間	256日

##### (エ) 収集運搬方法

民間業者に委託し、計画日程地域のごみ集積所に排出された、「焼却ごみ」、「破

砕ごみ」、「粗大ごみ」を収集し、環境センターまで運搬する。

## イ 資源物

### (ア) 収集運搬予定量

分別区分	量 (t/年)
新聞	1,283
雑誌類	1,470
ダンボール	658
古布	355
空き缶	163
空きビン	413
ペットボトル	196
紙パック	9
廃食油	10
使用済み小型家電	1
合計	4,558

(イ) 収集区域 守山市内全域

### (ウ) 収集運搬業務日

新聞	年間	52日
雑誌・雑がみ類	年間	51日
ダンボール	年間	102日
古布	年間	52日
空き缶	年間	51日
空きビン	年間	102日
ペットボトル	年間	127日
紙パック	年間	12日
廃食油	年間	12日

### (エ) 収集運搬および処理方法

- a 民間業者に委託し、計画日程地域の集積所の資源物回収容器に排出された資源物を収集する。
- b 空き缶は、環境センターでスチール缶とアルミ缶に選別し、再生業者へ搬出する。
- c 空きビンは、環境センターで3種類（白色ビン、茶色ビン、その他色ビン）に選別し、再生業者へ搬出する。ただし、その他色ビンは、指定法人にリサイ

クルを委託する。

- d 新聞、古布、雑誌・雑がみ、ダンボール、紙パックは再生業者へ直接搬入する。
- e ペットボトルは、収集後、環境センターで減容し、再生業者へ搬出する。
- f 廃食油は、環境センターを経由し、石鹼に再生して活用する。
- g 使用済み小型家電は、民間事業者に委託し、もりやまエコパーク交流拠点施設、市役所、地区会館、市内商業施設（4カ所）の計13箇所に設置の専用の回収ボックスに排出された対象品目を回収する。回収した使用済み小型家電は、再生業者に搬出する。

## ウ 危険有害ごみ

### (ア) 収集運搬予定量

分別区分	量 (t/年)
カセットボンベ・スプレー缶	13
使用済みライター	1
電池類	19
蛍光管	6
水銀使用廃棄物	1

(イ) 収集区域 守山市内全域

### (ウ) 収集運搬業務日

カセットボンベ・スプレー缶	年間	24日
使用済みライター	年間	24日
電池類	年間	48日
蛍光管	年間	24日

### (エ) 収集運搬および処理方法

- a 民間業者に委託し、指定集積所の専用回収容器に排出されたカセットボンベ・スプレー缶および使用済みライターを収集する。カセットボンベ・スプレー缶および使用済みライターは、爆発・火災事故を防ぐため、平ボディ車で収集運搬し、環境センターで前処理したのち、破碎処理する。
- b 民間業者に委託し、集積所の専用回収容器に排出された電池類を収集し、環境センターを経由し、再生業者に搬出する。
- c 民間業者に委託し、指定集積所の専用回収容器に排出された蛍光管を収集し、環境センターで選別・減容し、再生業者に搬出する。
- d 市役所、地区会館の計8箇所に設置の専用の回収ボックスに排出された水銀使用廃棄物を回収し、環境センターを経由し、再生業者に搬出する。

## (2) 事業系一般廃棄物

### ア 搬入予定量

分別区分	量(t/年)
焼却ごみ	5,500
破碎ごみ	478
合計	5,978

イ 収集区域 守山市内全域

### ウ 収集運搬方法

(ア) 許可業者方式とする。

(イ) 許可業者数は、17社とする。

(ウ) 現収集体制は、今後予想される市内の事業系一般廃棄物排出量を収集し得る能力を有しており、また、これまでも収集運搬業務を支障なく行っていることから、新規に許可業者を参入させる必要性は特になく、令和6年度の新規許可申請については受け付けないものとする。

(エ) 排出事業者と許可業者との契約で指定された日程により事業系一般廃棄物を収集し、環境センターまで収集運搬する。

## 7 中間処理計画

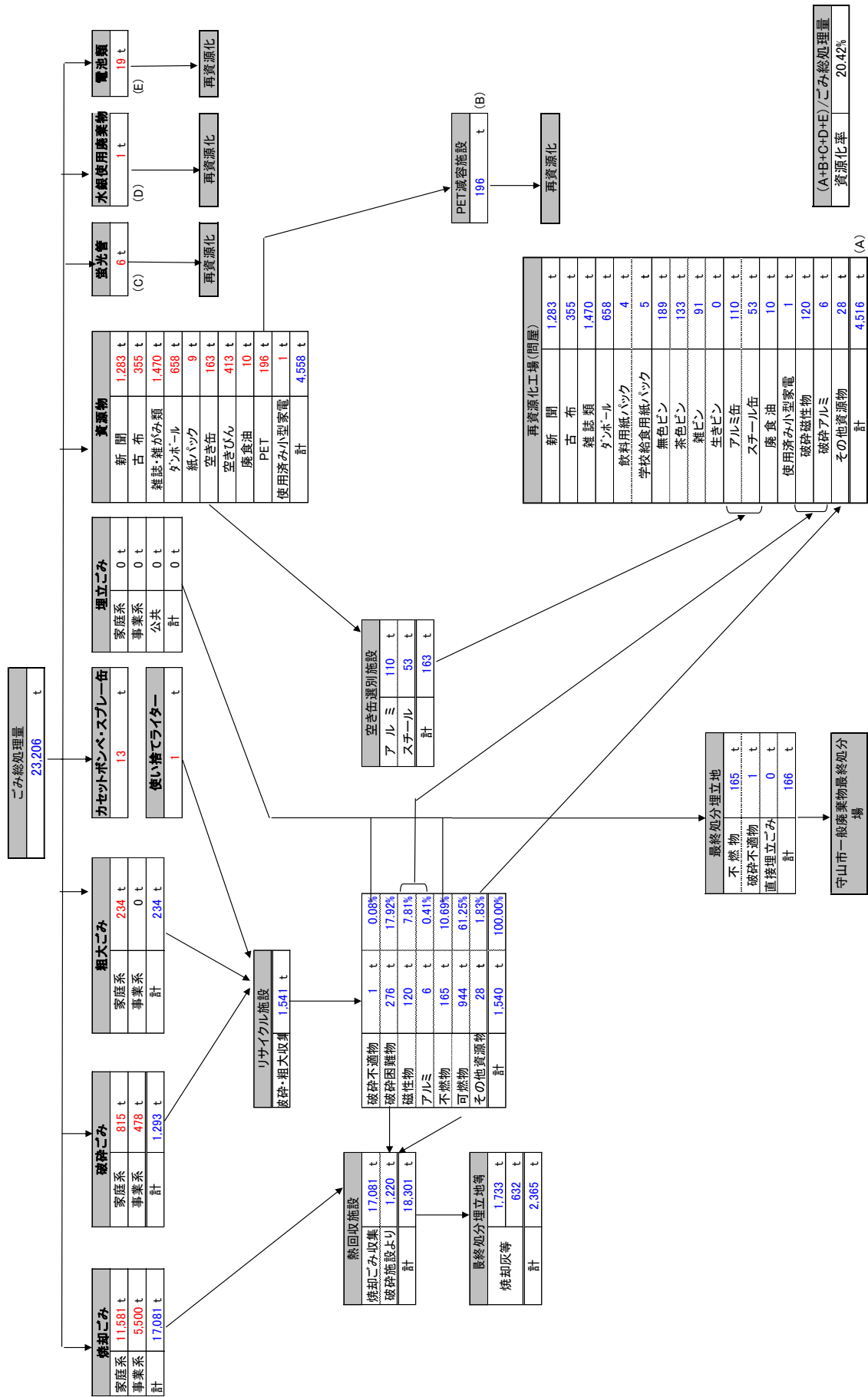
### (1) 処理施設の概要

施設名	守山市環境センター
所在地	守山市環境学習都市宣言記念公園1番地2
焼却ごみ処理施設 型式・能力	ストーカ方式・35.5 t / 24時間 × 2 炉
リサイクル施設	受入供給設備、破碎設備、選別設備・10.68 t / 5 時間

### (2) 処理フロー

令和6年度のごみ処理および資源物再生フローを図-1に示す。

令和16年度 ごみ処理および資源物再生フロー (図-1)





## 8 最終処分計画

### (1) 処理施設の概要および埋立量見込み

施設名	守山市一般廃棄物最終処分場
所在地	守山市環境センター内
埋立方法	セル方式
埋立容積①	31,607 m <sup>3</sup> (30,089t)
令和6年度埋立量見込み	291.23 m <sup>3</sup> (289.60t)
令和6年度末埋立量累計見込み②	14,235.84 m <sup>3</sup> (14,534.28t)
令和6年度末埋立率見込み (②/①)	45.04%
令和6年度末残余容量 (①-②)	17,371.16 m <sup>3</sup> (15,554.72 t)

※ 埋立容積、残余容量は、覆土量を含む。

※ 供用開始は平成16年8月

## 9 区域外処理

本市において、処理できない下記の一般廃棄物については、区域外（市外）において処理を行なう。

事業系焼却ごみ（厨芥類）	381 t / 年間
事業系破碎ごみ（刈草・木くず等）	1,124 t / 年間
小動物（犬猫等）死体（ペットは除く）	1 t / 年間